

令和2年（2020年）2月17日

新型コロナウイルスに係る第3回豊中市危機管理対策本部会議

日時：2月17日（月）17時00分

場所：秘書課第二応接室

次 第

1. 現状について

2. 各部の取組み状況等について

3. 今後の対策について

新型コロナウイルスに係る第3回豊中市危機管理対策本部会議

発生状況・基本的な対策について 資料

令和2年(2020年)2月17日
健康医療部長 兼 保健所長

1. 新型コロナウイルス(COVID-19)は・・・
 - 1) 感染力は(当初の見立てよりは)強い?(飛沫感染と接触感染)
 - 2) 8割以上は軽症(“風邪”や“上気道炎”)で、「無症状病原体保有者」も多い
 - 3) 特に高齢者や基礎疾患(糖尿病など)を有する人が、重症の肺炎を発症する
 - 4) 概ね(季節性の)インフルエンザとして対処すれば良い(SARS や MERS ほど怖くない)

2. 疑似症(=公衆衛生上の「疑い例」)(2月17日16時現在)
 - ア. 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
 - イ. 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に「武漢市を含む湖北省・浙江省」に渡航又は居住していたもの
 - ウ. 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に「武漢市を含む湖北省・浙江省」に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
 - エ. 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

3. 新型コロナウイルス感染症に係る国内の医療体制整備について
 - 1) (各保健所ごとに)帰国者・接触者相談センターの設置(2月4日から)
 - 2) (各保健所ごとに1箇所以上)帰国者・接触者外来の開設(2月5日から)

4. 帰国者・接触者相談センター
 - 1) 1月31日に豊中市保健所新型コロナウイルス感染症コールセンターを設置(06-6151-2603、午前9時から午後7時まで、土曜・日曜・祝日も対応)
 - 2) 2月4日から「帰国者・接触者相談センター」を兼ねる
 - 3) 大阪府内の保健所で唯一、時間外(土日祝を含む)も相談を受け付け

	コールセンター	その他 (感染症予防係など)
1月31日(金)	0	29
2月1日(土)	5	0
2月2日(日)	4	0
2月3日(月)	10	6
2月4日(火)	12	4
2月5日(水)	5	10
2月6日(木)	8	2
2月7日(金)	8	3
2月8日(土)	4	1
2月9日(日)	1	0
2月10日(月)	5	2
2月11日(火・祝)	2	0
2月12日(水)	8	3
2月13日(木)	2	5
2月14日(金)	10	13
2月15日(土)	6	0
2月16日(日)	15	0
2月17日(月)	20(16時まで)	

5. 帰国者・接触者外来

- 1) 2月5日に「豊中市帰国者・接触者外来」を開設

6. 今後の対応で重要なこと

- 1) 行政の冷静で、科学的・合理的な対応
- 2) 市民の心配や不安へのケア
- 3) 偏見や誤解、風評への対策
- 4) 「適切な受療行動」の周知と誘導
- 5) 医療体制のサポート(「帰国者・接触者外来」の拡充?)

新型コロナウイルス関連対応状況について

* 各就学前施設・障害児通所支援事業所への通知関係

- ・ 1/29(水) 市内全施設へ、国等からの通知を周知するとともに、
全児童の登園時の検温徹底や消毒等予防行動について通知文発出
- ・ 1/30(木) 文部科学省通知に基づく帰国児童への対応フロー等の周知メール配信
- ・ 1/31(金) 厚生労働省通知(Q&A 等の追加情報)の周知
- ・ 2/10(月) 文部科学省通知に基づく対応フロー(追加)メールの周知
- ・ 2/13(木) 厚生労働省通知の追加情報(浙江省の追加)メールの周知

* 相談対応

・ 中国からの帰国児童の受け入れ等に関する相談

- 1/28(火) 1 件
- 1/29(水) 3 件
- 1/30(木) 1 件
- 1/31(金) 1 件
- 2/3 (月) 1 件

【対応の考え方】

- ① 1/29 付け文部科学省通知「中国から帰国した児童生徒等への対応について」に基づき、保護者から状況を丁寧に聞き取り、適切に対応を行う。
(以降、情報更新に基づき対応)
- ② 登園児童については、発熱の有無などの健康観察を行い、体調に異変がある場合は保護者との連絡を密にとり、速やかに園医や保健所等と相談、受診等の対応を行う。

・ 中国への転勤取りやめによる入退園手続きの相談

- 1/28(火) 1 件

・ 窓口での相談

- 1/31(金) 1 件

* 必要備品について

・ 消毒液

各施設に常備している物品で対応中。必要に応じ危機管理課と調整し確保予定。

2/5 → 公立こども園に対し手指消毒剤 350ml (ジェル状) 各 7 本配布し、対応を行う。

新型コロナウイルス対応（中小企業者等への支援）

1. 中小企業・小規模事業者相談窓口の設置

新型コロナウイルスの流行により、幅広い中小企業等への経営面、資金面への影響が懸念されることから、大阪府では、下記のとおり中小企業・小規模事業者向け相談窓口を設置（1月29日（水）設置）

- ・府内商工会議所
電話 06-6845-8001（豊中商工会議所）
- ・府内各商工会・大阪府商工会連合会
電話 06-6947-4340（大阪府商工会連合会）
- ・大阪府中小企業団体中央会
電話 06-6947-4370
- ・大阪府よろず支援拠点（公益財団法人大阪産業局）
電話 06-4708-7045
- ・大阪信用保証協会
電話 06-6835-3005（大阪信用保証協会 千里支店）

※なお、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構、近畿経済産業局等においても相談窓口を設置しています。

2. 大阪府新型コロナウイルス感染症対応緊急資金の創設

大阪府において、新型コロナウイルス感染症の発生により経営に影響を受けている中小企業者に対する緊急融資を開始（運転資金、設備資金）

- ・融資対象者：府内において1年以上継続して事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者・個人事業者で、最近1か月の売上高が前年同月に比して10%以上減少しているもの
- ・融資限度額：2億円（うち無担保8,000万円）
- ・融資期間：7年以内（据置1年以内）
- ・金利：1.2%（固定）
- ・保証料：保証協会所定 無担保0.45%～1.9%
有担保0.32%～1.62%

実施日：令和2年2月17日（月）～令和3年3月31日（水）

融資に関する相談・申込先：取扱金融機関 ※順次指定中

問合せ先：大阪府商工労働部 中小企業支援室 金融課 制度融資グループ
電話 06-6210-9508

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

教育委員会事務局

2月17日(月) 9:30現在

*変更・追記部分は赤字で記載しています。

◆小中学校 校長及び教頭への周知について

1. 1月23日(木) 付け

【豊教学第2495号】新型コロナウイルスによる感染症について(情報提供)

内容: 関連ホームページの情報提供及び正しい情報に基づいて判断・行動するよう依頼

2. 1月24日(金) 付け

【情報提供】新型コロナウイルス関連情報についての情報提供①

内容: 渡航制限レベルの引き上げ及び不要不急の渡航の自粛について

3. 1月27日(月) 付け

【情報提供】新型コロナウイルス関連情報についての情報提供②

内容: 風邪やインフルエンザへの対策と同様に、咳エチケットや手洗い等の対策及び関連ホームページの情報提供

4. 1月29日(水) 付け

【お願い】新型コロナウイルスに関連した感染症への対策について

内容: 今までの周知の確認及び健康観察の目安や有症状の受診について

5. 1月30日(木) 付け

【豊教学第2558号】新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健
安全法上の対応について(通知)

内容: 当該感染症にかかった児童生徒等の出席停止について
罹患者(疑い含む)確認時の報告先について

6. 1月30日(木) 付け

【豊教学第2566号】中国から帰国した児童生徒等への対応について

内容: 文部科学省: 中国から帰国した児童生徒等への対応の留意事項及びフローチャート

7. 2月3日(月) 付け

【情報提供】新型コロナウイルス感染症の最新情報についての情報提供③

内容：文部科学省：新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令について2月1日から施行されることが決定された。これに伴い学校長は2月1日以降、当該感染症にかかっている、又はかかっている疑いのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一感染症として、治癒するまで出席を停止することが出来る。

8. 2月4日(火) 付け

【事務連絡】 学校における新型コロナウイルス感染症り患者発生時の対応について (参考送付)

(添付文書あり)

内容：府教育庁が作成、府立学校へ送付した罹患者発生時のフロー図や啓発用資料の参考送付

9. 2月5日(水) 付け

【事務連絡】 「中国から帰国した児童生徒等への対応について」(R2.1.30 付豊教学第 2566 号)の更新について (参考送付) (添付文書あり)

内容：文部科学省：令和2年1月29日付け元初健食第37号にて示されていた「留意事項」、「中国から帰国した児童生徒等への対応の流れ(イメージ)」の変更。

主な変更点：入国してから2週間の間に発熱や呼吸器症状が出た児童生徒等については、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、速やかに保護者から地域の保健所に相談していただくこと。

これまで武漢市での滞在歴があった場合等とされていたが、武漢市を含む湖北省と地域が拡大されたこと。

10. 2月6日(木) 付け

【情報提供】 高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応についての情報提供④

内容：文部科学省：関係機関と十分連携し、情報収集を行うとともに、学校への連絡体制を構築すること。収集した情報を各学校に提供するとともに、必要に応じて入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。

入学選抜にあたっては、令和2年2月3日元初健食第42号通知の留意事項も参考にしつつ、受験機会を十分に確保する観点から、追試験や実施等の対応を検討するとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。

11. 2月7日(金) 付け

【情報提供】 文部科学大臣からのメッセージ 保護者、学校の教職員の皆さんへ⑥

内容：文部科学省：新型コロナウイルス感染症に対する対策(咳エチケット、手洗い)、正確な情報の収集、把握に努めて頂くこと。

新型コロナウイルスを理由とした、いじめや偏見が行われないよう十分な配慮を求める。

(豊中市立小中学校へ消毒ジェル配付)

2月7日(金)の送達で、各小中学校へ350ml入り手指消毒ジェルを5本ずつ配付。

12. 2月10日(月)付け

(豊中市立小中学校へ液体せっけん配付)

各小中学校へ液体せっけん(泡ポンプ入り1kg)を24本ずつ配付。(業者直送)

13. 2月12日(水)付け

【参考送付】学校における新型コロナウイルス感染症り患者発生時の対応[第2版]について

内容：府教育庁が作成。府立学校へ送付した罹患者発生時のフロー図や啓発用資料について、文部科学大臣メッセージ等の追記された第2版を参考送付。

14. 2月13日(木)付け

【豊教学第2677号】「中国から帰国した児童生徒等への対応について」(2月10日現在)

内容：文部科学省発令和2年1月29日付元初健食第37号、42号の通知について、医療体制の変更に伴い、同通知を廃止し、今後は本通知の別紙1のとおりとなる。

〈中国本土から帰国した児童生徒等の保健管理〉

- ・湖北省から帰国又は湖北省在住の方と接触があった児童生徒等について

帰国日から2週間以内に発熱かつ呼吸器症状がある生徒等については、他人との接触を避け、マスクを着用し、速やかに本人又は保護者から最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に電話相談していただく。

現に症状のないものについては、特に帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在して頂くよう要請するなど、厳重な健康観察などを行う。

- ・湖北省を除く中国本土から帰国し、湖北省在住の方と接触がない児童生徒等

帰国日から2週間以内に症状がある児童生徒等

他人との接触を避け、マスクを着用し、速やかに近くの医療機関を受診して頂くとともに、受診結果を本人又は保護者から聴取の上、必要に応じ、出席停止の措置をとる。

現に症状がない児童生徒等

特に帰国後2週間は、本人又は保護者との連絡を密にし、厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には、前段で記載した対応となる。

15. 2月14日(金)付け

【情報提供】中国から帰国した児童生徒等への対応について [追加1報(浙江省の追加)]

(令和2年2月13日現在)

内容：文部科学省：2月12日の閣議了解を踏まえ、中国湖北省に加え、浙江省に滞在歴がある外国人等についても上陸拒否の対象とすることとされた。この方針を踏まえ、「中国から帰国した児童生徒等への対応について(2/10現在に出された通知 元初健食第43号)」に関し、情報を追加するもの。

主な変更点：中国から帰国した児童生徒等の保健管理について、湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があった児童生徒等。（浙江省部分が追加）

（就学手続きの対応について）

○編入学及び、体験入学にあたって

- ・中国からの渡航状況を踏まえ、聞き取りを行い、専門的なアドバイスなどの必要があれば、保健所での相談を案内する。（帰国者・接触者相談センター）
- ・発熱や呼吸器症状がない場合は、受け入れを行い2週間は、保護者との連絡を密に行う。
- ・湖北省若しくは浙江省武漢市を含む湖北省に在住であった方、及び湖北省若しくは浙江省武漢市を含む湖北省に在住の方と濃厚な接触があった方については、自宅で2週間滞在して頂く（学校で受け入れない）とともに、厳重な健康観察を行う。
- ・症状が出ずに2週間が経過したら学校での受け入れを開始するとともに、経過観察を終了する。
- ・学校での受け入れにあたっては、通常の感染症流行時と同様に、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒、うがいを奨励する。
- ・受け入れ後、体調に変調をきたした場合は、速やかに病院で受診頂くとともに、保護者から保健所に相談して頂く。各情報については関係機関と共有する。

【参考】1/28～ 新型コロナウイルス 対応状況 一覧表

相談件数	体験入学件数(人数) 【帰国後2週間以内受入】		体験入学件数(人数) 【帰国後2週間経過後受入】		編入学件数(人数) 【帰国後2週間以内受入】		編入学件数(人数) 【帰国後2週間経過後受入】	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
19	5	6	3	4	0	0	4	5

令和2年（2020年）2月17日（月）9：00現在

▶ 19世帯の方から相談を受け、12世帯（15人）を受入又は受入予定

（その他）

中国の日本人学校全13校が2月16日まで臨時休校となった。→3月1日まで延長（2/8確認）

1缶20リットル入りアルコール消毒液20缶（計40リットル）を1月30日給食センターより、発注済。→納品済

マスク2,000枚、給食センター在庫あり。

2/4野畑小学校で断水。走井学校給食センターからアルコール消毒液を提供。なお、同校には蛇口の付いたアウトドア用のポリタンク10基設置、トイレ用流し用容器を4か所設置。

野畑小学校については、2/5回復するも、2/6再度断水の連絡（8：00）。同日回復（18：00）。

両日とも、グランド踊り場にある水道は利用可能であったため、パケツリレー等による給水対応。

中国から帰国した児童生徒等への対応について

(児童生徒等の保健管理部分のみ抜粋)

(2月13日時点更新)

<中国から帰国した児童生徒等の保健管理>

- (1) 中国(香港, マカオを含む。以下同じ。)から帰国した幼児・児童・生徒・学生(以下「児童生徒等」という。)(※1)については, 次の場合分けに従って対応すること。
(※1) 武漢市からチャーター機で帰国した児童生徒等については, 2週間の経過観察を経るため, 適用しない。

A) 湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があった児童生徒等

- ① 帰国日から2週間以内に発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状(以下単に「症状」という。)がある児童生徒等
他の人との接触を避け, マスクを着用し, すみやかに本人又は保護者から最寄りの「帰国者・接触者相談センター」(※2)(以下「センター」という。)に電話相談していただくとともに, センターから紹介された医療機関の受診結果を本人又は保護者から聴取の上, 必要に応じ, 学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。
(※2) センターが設置されるまでの間は最寄りの保健所。

- ② 現に症状がない児童生徒等
現に症状がないものについては, 特に帰国後2週間は, 本人又は保護者との連絡を密にし, 外出を控え, 自宅に滞在していただくよう要請するなど, 厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には, 上記①の対応とする。

(参考) 保健所管轄区域案内(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/

B) 湖北省及び浙江省を除く中国から帰国し, 湖北省及び浙江省在住の方と接触がない児童生徒等

- ① 帰国日から2週間以内に症状がある児童生徒等
他の人との接触を避け, マスクを着用するなどし, すみやかに近くの医療機関を受診していただくとともに, 受診結果を本人又は保護者から聴取の上, 必要に応じ, 学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。
- ② 現に症状がない児童生徒等

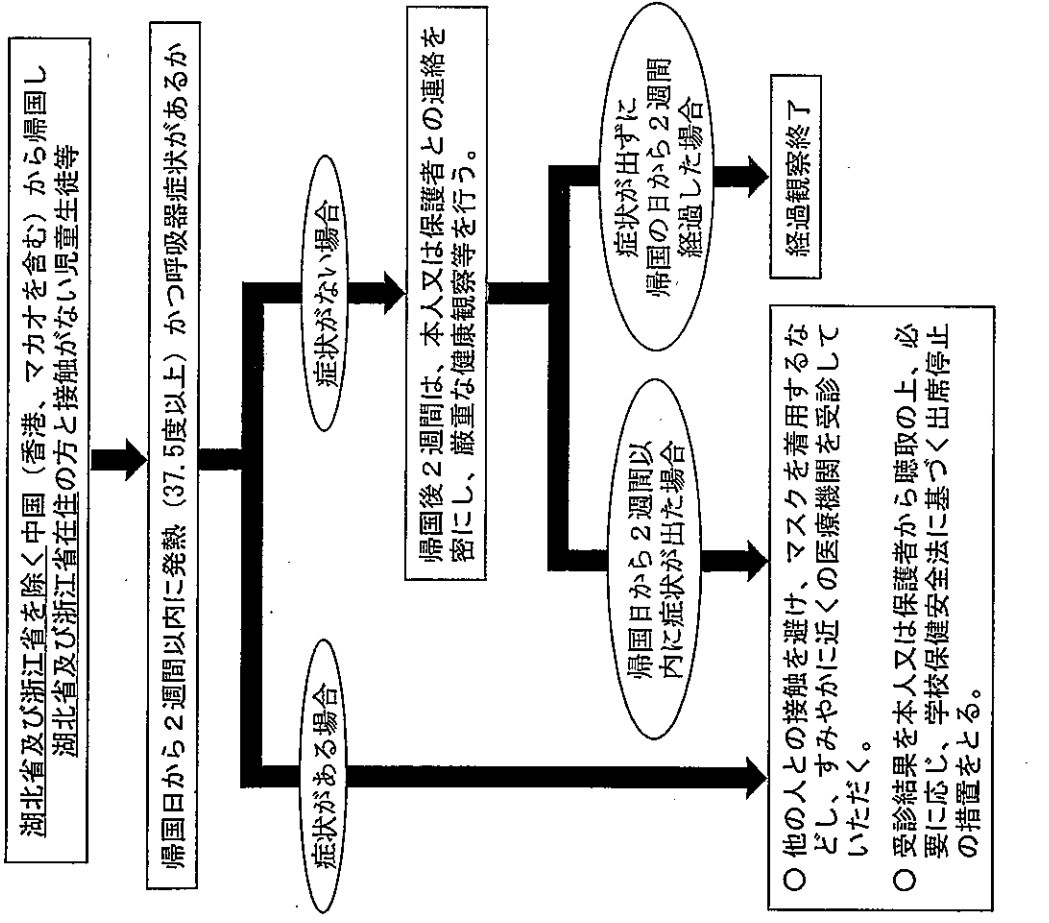
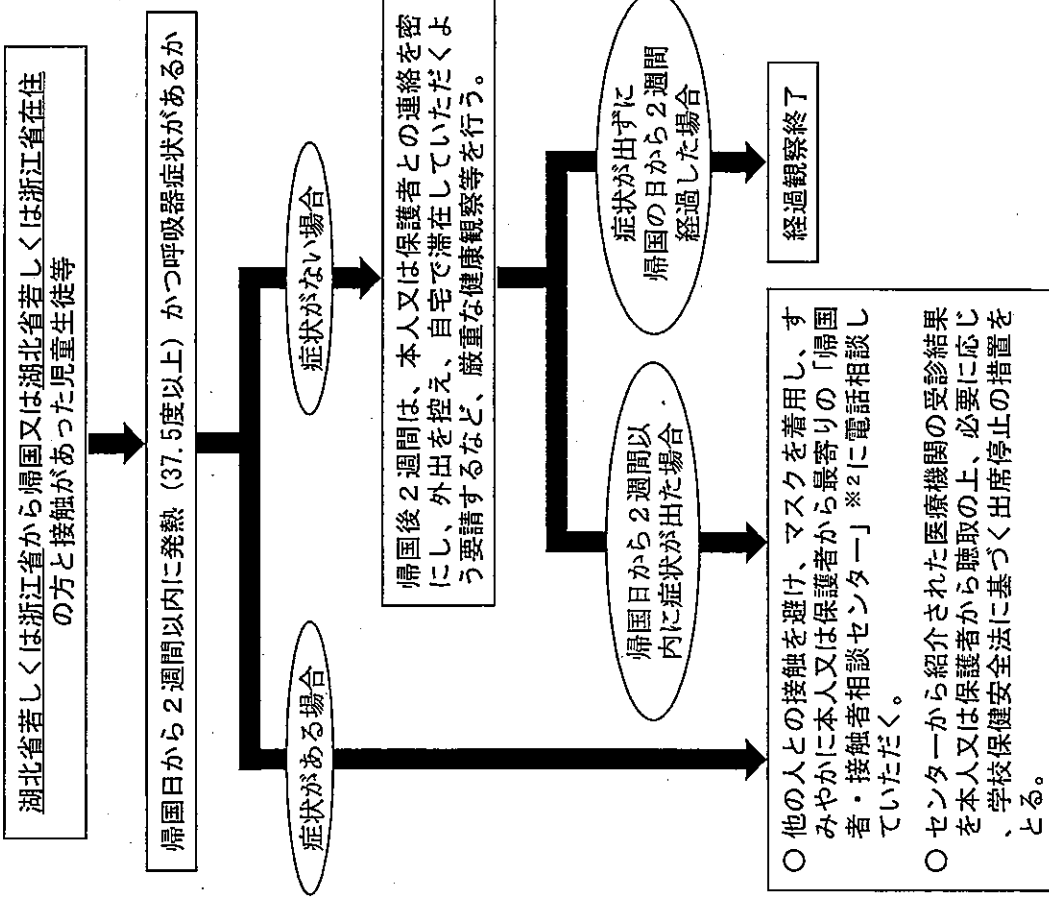
特に帰国後2週間は、本人又は保護者との連絡を密にし、嚴重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には、上記①の対応とする。

(参考) 厚生労働省ホームページ上の「新型コロナウイルスに関するQ&A」(令和2年2月7日時点版)によれば、世界保健機関(WHO)のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日(多くは5-6日)とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

中国(香港、マカオを含む)から帰国した児童生徒等への対応について※¹(2/13時点)

別紙2



※¹ 武漢市からチャーターター便で帰国した児童生徒等については、2週間の経過観察を経るため、適用しない。

※² センターが設置されるまでの間は最寄りの保健所。 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kenkou/hokenjo/>)

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ **高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合**

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、
専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
FAX 03-3595-2756
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

<都道府県の連絡欄>

--

令和2年2月17日改訂版